

## 第2 困難を抱える子ども・若者の支援

### 1 困難な状況ごとの取組

#### (1) 障害のある子ども・若者の支援

##### 課題

障害のある子ども・若者が、その能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

このため、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援、さらにはノーマライゼーションの理念のもと、地域に住む人々が、互いにふれあい、支え合い、安心して暮らすことができる自立と共生の地域社会づくりが求められています。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○教育に関する支援

障害のある子ども・若者が、自立や社会参加に向けて主体的な取組ができるよう、障害の状態などに応じた、きめ細やかな教育が行われることが重要です。

子ども・若者一人ひとりの教育ニーズを的確に把握した上で、適切な指導や支援を行う「特別支援教育」を推進し、それぞれの子ども・若者が本来持っている能力や可能性を最大限に伸ばしていきます。

##### ○就労支援を含む自立支援

障害のある若者が、身近な地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるように自立支援体制を充実していきます。

また、福祉的就労から一般就労への移行を推進するため、福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が一般就労できるよう、就労支援策の充実を図るとともに、特別支援学校卒業者の一般就労の促進を図っていきます。

##### ○発達障害のある子ども・若者の支援

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である発達障害のある子ども・若者に対しては、症状が現れてからできる限り早期に、医療、保健、福祉、教育及び労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行っていきます。

##### ○自立と共生の地域社会づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する県民の理解の促進を図っていきます。

## (2) 少年非行の防止

### 課題

少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが、少年非行の防止に重要であることから、地域、学校、警察等関係機関が一体となって街頭補導活動や相談活動を実施していくことが大切です。

また、非行を犯してしまった少年を立ち直らせ、再び非行を犯させないよう、少年の状況やその取り巻く環境に応じた立ち直り支援の取組が求められています。

### 【施策の基本的方向】

#### ○非行防止活動等の充実

少年非行の問題を解決していくためには、警察による検挙・補導活動とともに、少年が深刻な状態に陥る前の支援が重要です。

このため、県内の少年補導センターを中心に、地域、関係団体が連携、協力して、街頭巡回や少年相談等を行い、少年が非行に走る前の問題行動の段階で必要な注意、助言、指導等を行うことにより非行の防止を図っていきます。

また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対し、心の傷がいやされるよう、継続的に支援をしていきます。

#### ○非行防止のための啓発活動の推進

少年をめぐる問題は、その時代の社会が抱える問題を反映したものであるように、社会情勢や社会的風潮、家庭、学校、地域などの様々な要因が相互にからみあった問題です。

こうした問題を克服するためには、家庭、学校、地域などが一体となった取組が不可欠となりますので、少年の健やかな育成・非行防止についての気運を盛り上げるための啓発活動を積極的に展開していきます。

#### ○立ち直り支援活動の充実

本県では、非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るため、地域の関係機関、団体等と連携した居場所づくり活動等を推進していますが、警察官や少年補導職員等による継続補導との連携や関連施策の複合的な実施により、少年の立ち直り支援を充実していきます。



愛知青少年サポートパトロール隊による街頭キャンペーン

### (3) いじめ等の問題行動、不登校への対応

#### 課題

学校は、児童生徒がそれぞれ持っている能力を伸ばしつつ、健やかな体と思いやりや正義感などの豊かな心をはぐくむ場です。しかし、その学校において精神的、肉体的暴力ともいえるようないじめを受けたり、様々な理由によって学校に通うことのできない児童生徒がいるのが現実です。

児童生徒の問題行動や不登校の原因・背景については、家庭におけるしつけの問題や実体験の不足、人間関係の希薄化などの社会状況や、児童生徒を取り巻く厳しい社会環境など、様々な要因が複雑にからみあっています。

児童生徒の問題行動等への対応には、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携を図り、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○相談・指導体制の充実

いじめ等の問題行動や不登校の背景には、児童生徒が家庭や学校生活の中で様々な悩みや不安を抱えていることが多いため、児童生徒のケアについて、スクールカウンセラーの配置を拡大するなど教育相談体制を充実するとともに、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築きつつ、きめ細やかな指導による問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応を図っていきます。

また、学校だけで解決することが難しい児童生徒の問題行動等に対しては、家庭や地域、その他関係機関等と連携して問題の解決を図っていきます。

### (4) ひきこもりに対する支援

#### 課題

様々な理由により人との接触を避けて、会社や学校にも行かずに、家の中にひきこもって暮らす人たちが増えており、さらには、そのような状況が長期化、高年齢化していると指摘されています。

ひきこもりの問題は、家族の問題として家庭内に抱え込んでしまうケースが多いため、その数や実態の把握が困難ですが、教育、医療、保健、福祉、就労などの問題が複雑にからみあっており、本人及びその家族は総合的な支援を求めています。

ひきこもりの問題を、個人的な、あるいは個々の家族の問題として捉えるのではなく、社会問題として捉え対応することが重要です。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○多面的で総合的な支援

ひきこもり問題の解決は、生活支援・就労支援・教育支援など、多面的で総合的な対策を必要としており、本人や家族だけの努力には限界があります。

このため、ひきこもりに対する支援策として、関係機関、民間支援団体との連携を構築するとともに、本人や家族を支えるために、相談支援の充実強化、人材養成、就業支援など、実効性のある支援を行っていきます。

## (5) ニート(若年無業者)・フリーターに対する支援

### 課題

社会経済情勢の変化や厳しい雇用環境のもと、ニート(若年無業者)やフリーターなど、若者の社会的自立の遅れが問題となっています。

社会的自立の遅れは、若者からキャリア形成を図る機会を奪い、不安定な生活状態が将来的に続くおそれを高めることとなりますし、社会全体にとっても、社会保障費の増加、少子化の進行、重要な社会の担い手の損失などが懸念されることです。

このため、若者が就業したり、公共に参画することにより、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援することが重要です。

### 【施策の基本的方向】

#### ○就業等に向けた支援

若年者全体の就業環境が厳しさを増している中で、若年者支援の総合的な拠点施設において、職業適性診断から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、早期安定就業の促進を図っていきます。

また、ニート(若年無業者)に対しては、働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、徐々に正規の就業や公共への参画が可能となるよう誘導していきます。

#### ○職場適応と定着化の促進

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう勤労青少年の割合は、依然高い状況にあります。このため、勤労青少年の職場において、必要な指導や困りごとの相談を行う体制の整備を促すなど、就職後の職場定着支援を進めていきます。

## (6) 外国人の子ども・若者の支援

### 課題

本県では、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らすことができ、また、活躍できる地域社会(多文化共生社会)づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して、様々な施策に取り組んでいます。

しかしながら、日本で暮らす外国人住民を取り巻く環境は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題が顕在化しており、さらにこうした課題は、厳しい雇用環境が続いていることにより、一層深刻化しています。

外国人の子ども・若者が将来の社会を支える存在となることを認識し、外国人の子ども・若者の教育や就労について支援することが重要です。

## 【施策の基本的方向】

### ○教育の充実

外国人の子どもの中には、学齢期にありながら就学していない子どもや日本語が十分に理解できず授業に支障をきたしている子どもがいます。

このため、外国人の子どもに対する就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めるとともに、公立学校における外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導の充実を図り、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

また、外国人の子どもの教育に関する選択肢を広げるために、外国人学校の教育環境の改善等に向けて取り組んでいきます。

### ○就労への支援

外国人の若者がその能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、職業能力の向上に向けた取組を推進していきます。

また、県内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについて相談を受ける機会を提供し、適正かつ安定した就業の促進を図っていきます。

### ○相談機能の充実

外国人の子ども・若者や保護者に対する相談活動を効果的に実施するため、相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーの活用や、多言語情報の充実を図っていきます。

## ② 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための取組

### 課 題

県政モニターアンケート(平成21年度実施)において、青少年の自立をはぐくみ、健全育成を進めていくために行政が推進すべき施策について質問したところ、相談窓口の充実が第1位となり、ニート・ひきこもりなどへの支援も第5位にあがっていて、子ども・若者に対する相談・支援についてのニーズが高くなっています。

いじめや不登校、思春期における心身の悩み、ひきこもり等、子ども・若者自身や保護者が抱える悩みには多様なものがありますが、問題解決に向けた適切な助言や支援ができるよう、相談担当者の資質の向上を図るとともに、相談窓口の機能充実が求められています。

また、各相談機関で受け付けている子ども・若者や保護者からの相談内容は、複雑・多様化してきており、こうした相談に的確に対応し、支援していくためには、縦割りの対応だけでは難しいことから、関係者・関係機関の連携を一層深めていく必要があります。

なお、若者の抱える問題が学校段階での勉強や人間関係等のつまずきに端を発することが多いことから、学校と関係支援機関等の連携を強化して、不登校児童生徒などを対象に切れ目ない支援ができるような仕組みづくりが重要です。

【施策の基本的方向】

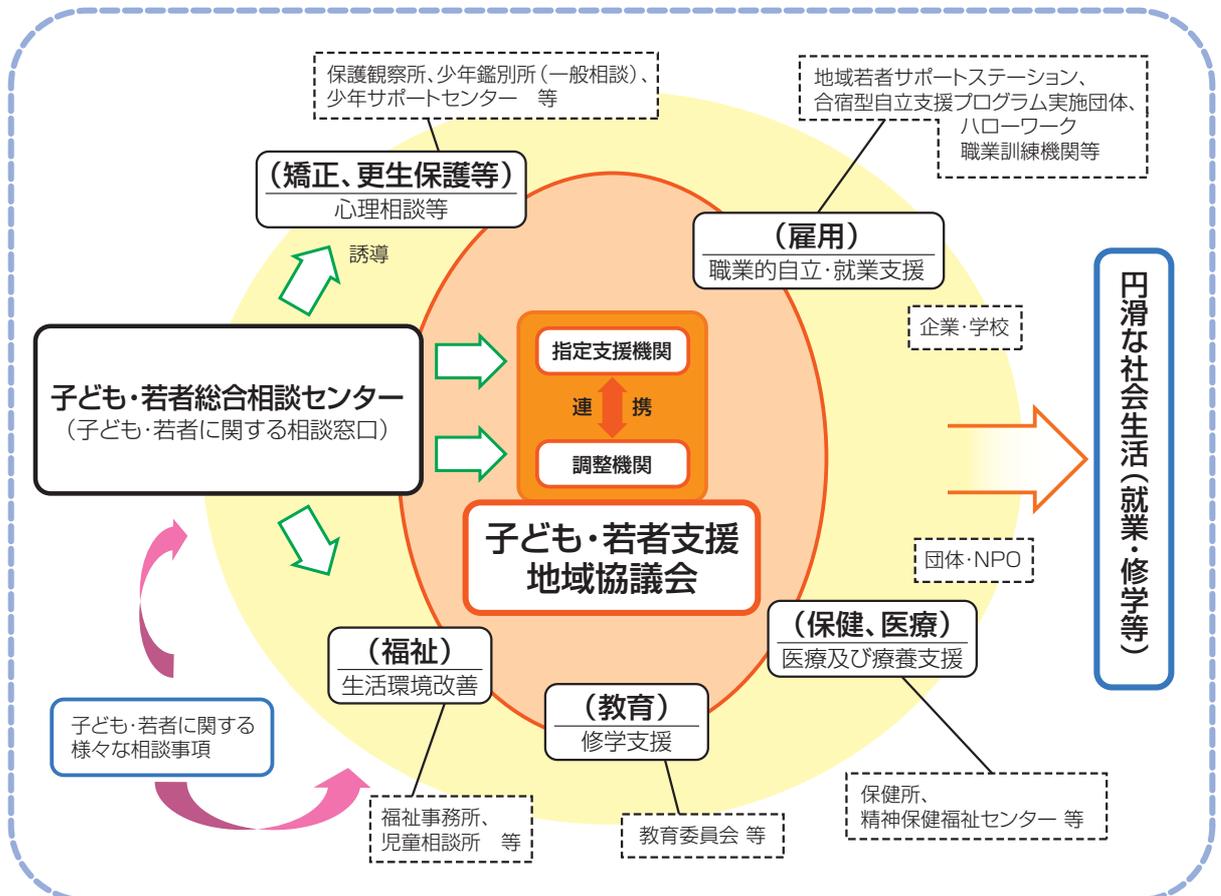
○困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援

「子ども・若者育成支援推進法」では、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援を行うため、地方公共団体は、「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保と、支援関係機関・団体等で構成される「子ども・若者支援地域協議会」の設置に努めることとされています。

平成22年4月に法律が施行された後は、こうした相談・支援体制が整備され、困難を抱える子ども・若者への支援があまねく県内全域において行われることが求められることとなりますが、こうした支援が効果的に実施されるためには、子ども・若者一人ひとりに寄り添い、その抱える問題の解決に向けた包括的、継続的な対応が必要となります。

このため、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPO等の関係者が連携を密にしていくよう努めるとともに、市町村と連携して「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保や「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進していきます。

【参考】図18 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



※子ども・若者支援地域協議会の設置形態・運営方法・構成機関等は、法律の範囲内で、地域の実情に最も適したものとすることとされている。  
資料：内閣府資料

## 第3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

### ① 家庭の教育力の向上

#### 課題

生活の夜型化・朝食欠食など、基本的な生活習慣が身に付いていない子ども・若者や社会適応能力に乏しい子ども・若者の問題、いじめや非行などの問題の背景として、家庭の教育力の低下が指摘されています。

旧来型の地縁社会や価値観に戻ることによって問題を解決しようとするのではなく、今日の時代に即した家庭の教育力の向上を図ることが重要です。

このため、家庭におけるふれあいの充実、家庭の役割に関する父母等への学習支援、家庭教育相談の充実、地域による子育て支援などの取組を進める必要があります。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○家庭におけるふれあいの充実

「子どもの生活実態調査」（平成20年度愛知県調査）によれば、父母に話を聞いてもらえない子どもは、心身の健康度や生活の満足度が低く、自分の将来についても否定的にとらえる傾向があります。また、子どもが父母に話を聞いてもらえているかどうかは、子どもの発達・自立にとって特に重要なことだと報告されています。

こうしたことから、家庭の意義やその役割を保護者に再認識してもらい、家庭におけるふれあいの充実を図っていきます。

##### ○家庭教育の支援

家庭は、子どもの人格形成が行われる最初のものであり、子どもの成長にとって大きな役割を担っています。社会のルールや物事の善悪を理解させ、規則正しい生活や社会性を身に付けさせるなど、「教育の場」としての役割を担うと同時に、親や特定少数の人との強い愛情的きずなを通じて、子どもに安心とやすらぎを与える「いこいの場」でなくてはなりません。

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の役割や子育てに関する学習機会を提供するとともに、家庭教育相談の充実を図っていきます。

##### ○地域による子育て支援

都市化などに伴う人間関係の希薄化は、家庭、特に在宅育児家庭の母親の子育てに対する負担感や拘束感を高め、ストレスを与えています。

NPO、地域住民などが積極的に連携し、地域全体で子育て支援を行う体制の整備を図っていきます。

## 2 地域の教育力の向上

### (1) 学校と地域との連携

#### 課題

子ども・若者の問題行動等の背景には、家庭、学校、地域の連携による支援体制や相談体制が不十分である点も見られることから、家庭や地域の教育力の向上が必要であると指摘されています。一方、学校現場では、教員の授業以外の業務の増加が問題となっています。

こうした状況を改善するためには、学校側から主体的に地域とのつながりを築くよう、開かれた学校づくりを進めていくことが必要です。また、同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことが求められています。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○地域の人材と資源の活用

地域における優秀な人材を部活動の指導者として活用したり、学校の教育活動について地域住民等に指導補助者として参加してもらうなど、学校をサポートしてもらうために、「地域の教育力」の導入を図っていきます。

また、地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など、学校教育活動の支援を行う体制づくりを推進していきます。

##### ○学校評価の充実

開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進するために、学校評議員制度を活用するとともに、自己評価や情報提供の手立てを工夫し、学校関係者評価を積極的に取り入れた学校運営ができるよう学校評価の充実に努めていきます。

##### ○地域に根ざした学校づくり

学校の教育活動に支障のない範囲で学校施設を開放し、学習活動やスポーツ活動の機会を提供することにより、地域住民の学習の促進や体力の向上、健康の増進を図るとともに、子ども・若者と地域住民との交流の促進や地域コミュニティの醸成を図っていきます。



## (2) 企業と地域との連携

### 課題

企業には、勤労者が家庭生活や地域による子育てなどの活動に積極的に参加できる職場環境づくりを促進する取組が求められています。

また、ボランティア活動などの地域活動に参画したり、子ども・若者の就業体験を積極的に受け入れるなど、学校・地域との連携を深めていくことも大切です。

### 【施策の基本的方向】

#### ○勤労者の地域参加に向けた職場環境づくりの推進

子育て世代や若年層などの勤労者が家庭での責任を果たし、地域の活動に参加できるよう、各種の子育て支援や「仕事と生活の調和」の実現に向けた職場環境の整備を図っていきます。

## (3) NPOとの協働

### 課題

NPOは、市町村や県といった行政区画にとらわれることなく活動でき、行政では対応しにくい社会的課題に対しても、新しい発想でサービスを提供しています。

また、社会で問題を抱えて困っている人々の課題などをいち早く感知し、その立場や考え方などを共有しながらサービスを提供しています。

行政には、地域の課題解決に向けて、NPOの持つ問題発見能力や先駆性、専門性などに着目し、積極的にNPOと協働する姿勢が求められています。

### 【施策の基本的方向】

#### ○協働の一層の推進

本県では、行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに「協議の場」を持つことにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指していく「協働ロードマップ」づくりを推進しています。

子ども・若者の健やかな育成についても、NPOを公共の担い手として尊重し、こうした「協議の場」等を通じて、行政との協力・連携関係を築いていきます。

#### (4) 地域力の強化

##### 課題

県政モニターアンケート(平成21年度実施)によれば、「社会のルールを守り、手本を示しているか」との質問に対して、「どちらともいえない」が18.4%、「あまりそうしていない」、「そうしていない」が合計で12.2%となっています。「子どもは、社会を映す鏡」と、よく言われますが、私たち一人ひとりが自らの行動を振り返り、子ども・若者に対して模範を示すことが大切です。

また、自然体験活動や地域活動など、子ども・若者の多様な交流活動を推進していくためには、交流の要となる子ども・若者の指導者や、子ども・若者の育成団体等の役割が重要となりますが、団塊の世代が退職後地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもあることから、こうした力の活用を図ることも必要です。

さらに、様々な大人とのふれあいや年齢の異なる子ども同士の交流ができ、心の安らぎを得ることができる場所や機会を子ども・若者の身近な地域に提供していくことは、健やかな成長や自立にとって大切なことです。

#### 【施策の基本的方向】

##### ○大人自身の意識改革

次代を託す子ども・若者の健やかな育成が、すべての大人にとって大切な役割であることを自覚し、子ども・若者に対して、積極的な声かけや見守り、模範を示していけるよう、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を始めとする各種啓発活動を県民運動として推進していきます。

##### ○子ども・若者の育成活動の促進と交流を促す情報提供

子ども・若者の活動に適切に助言できる人材の確保、子ども・若者の育成団体の指導者に対する研修の実施、指導者間の交流を促進していきます。

また、子ども・若者の育成活動を活発に展開するため、子ども・若者の育成団体の自主性を尊重しつつ、活動に対する支援を行うことや、団体相互の連携強化を図っていきます。

さらに、地域における多様な活動に子ども・若者の参加・参画を促すための情報収集及び情報提供を行っていきます。

##### ○交流拠点の充実

子ども・若者が気軽に集まり、安心して活動できる「居場所」を増やしていくことが大切です。このため、市町村が地域児童の健やかな育成を図るために設置している児童館、児童センターの運営や活動を支援するとともに、放課後や週末等の子どもたちに適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の人々とふれあいながら、学習、スポーツ・文化活動に取り組むことができる機会を提供していきます。

また、子ども・若者や大人が自由に集える安全で快適な公園等のレクリエーション施設の維持・確保を図っていきます。

さらに、集団で規則正しい生活を送ったり、自然体験活動を行うことのできる青少年教育施設や野外活動施設等を管理・運営することにより、子ども・若者に交流の場を提供していきます。

## ③ 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

### (1) 有害環境への対応

#### 課題

残虐な暴力シーンや露骨な性描写を掲載する雑誌やゲームソフト等の氾濫、出会い系喫茶や深夜営業する施設を安易に利用して性被害にあうケースの増加、さらには、依然として少年による覚せい剤等薬物乱用事犯が後を絶たない現状など、子ども・若者を取り巻く社会環境は厳しいものがあります。

また、携帯電話等の急速な普及に伴い、未成年者が出会い系サイト等のインターネット上の有害サイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。平成21年4月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、法で定める事業者が、青少年（18歳未満の者）に携帯電話・PHSを販売するときは、保護者の申出がない限り、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリング・サービスの設定が義務化されましたが、技術の進歩もあり、有害情報を発信する側では、これにかからないよう工夫するなど、フィルタリングも万能とは言えない状況にあります。

こうしたことから、愛知県青少年保護育成条例の遵守に関する広報啓発や携帯電話等のフィルタリングの普及促進により、有害環境対策を図るとともに、子ども・若者の判断力を向上させる教育や保護者の理解を深める啓発等、地域社会が一体となって子ども・若者を保護、育成する環境づくりを推進することが重要です。

### 【施策の基本的方向】

#### ○インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

青少年（18歳未満の者）のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を図るため、啓発活動を行っていきます。

また、青少年をインターネット上の有害情報・違法情報の影響から守り、サイバー犯罪による被害の防止を図るため、インターネットの安全・安心利用に関する講習会などを開催し、青少年や保護者への啓発活動を進めていきます。

#### ○有害環境対策の推進

愛知県青少年保護育成条例に基づく有害図書類、有害がん具類の指定、警察と連携した深夜営業施設等への立入調査の実施、関係業界・事業者の協力による有害環境を排除するための自主的な規制措置など、有害環境対策に向けた取組を着実に進めていきます。

#### ○薬物乱用等の防止対策の推進

麻薬・覚せい剤・大麻・シンナー等の薬物乱用は、子ども・若者の心身に悪影響を及ぼすばかりでなく、家庭の崩壊、凶悪犯罪への入り口になるなど、社会全体に計り知れない影響を及ぼすことから、早い段階で適切な対策を図っていきます。

また、未成年者の飲酒・喫煙は、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、規範意識の低下を招くことから、家庭、学校、地域、警察等が一体となった飲酒・喫煙防止対策を推進していきます。

## (2) 子ども・若者の被害防止・保護

### 課題

本県では、「あいち地域安全新3か年戦略」を策定し、県民総ぐるみで安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。また、交通事故死亡者数は、減少しているものの、平成17年から5年連続で全国ワースト1位という状況にあることから、交通事故防止対策にも力を注いでいます。子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないように、地域ぐるみで子ども・若者の安全確保に努め、安心して外遊びや外出ができる環境づくりを推進していくことが必要です。

また、虐待を受けている児童が、長期的には増加傾向にあり、早期に発見して適切な保護を行い、自立の支援をしていくことが重要ですが、その他の要保護児童に対しても、適切な養護体制が求められています。

さらに、厚生労働省の人口動態統計によれば、平成20年における「自殺」は15歳から39歳までの年齢層で死亡原因の1位となっており、10歳から14歳までの年齢層では3位となっていることから、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### ○少年の福祉を阻害する犯罪への対策

児童買春や児童ポルノ等少年の福祉を阻害する犯罪である、いわゆる福祉犯について取り締まりを進めるとともに、被害少年の立ち直り支援と福祉犯被害の未然防止対策を推進していきます。

#### ○地域防犯活動の推進

子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、子ども・若者に対する防犯教育を強化するとともに、学校、地域、警察などが一体となって、子ども・若者を犯罪から守るための体制の整備、充実を図っていきます。

#### ○交通事故防止活動の推進

県民総ぐるみの「交通安全県民運動」を展開するとともに、様々な交通事故防止対策を推進する中、子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全思想の普及の徹底を図っていきます。

#### ○要保護児童等への支援の充実

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた児童の適切な保護及び自立支援を図っていきます。また、その他の要保護児童に対しても、必要に応じて児童福祉施設等に入所させる等の適切な養護を図っていきます。

#### ○自殺対策

地域における心の健康づくりや相談体制の充実を図るとともに、学校教育において、命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する教育を実践していきます。さらに、福祉、各種相談機関、産業界、学校などの関係機関が連携して、子ども・若者が発している救いを求めるサインに気づくよう努め、適切に対応していきます。

## 第4 推進体制の整備・充実

### ① 県の体制の整備

- 知事を本部長とし、県の各部局、教育委員会、警察本部により組織している愛知県青少年育成推進本部を中心に、全庁的な取組体制のもと、連絡調整を密にして、計画を推進していきます。  
また、地域の実情に即した施策を推進するため、県民事務所、新城設楽山村振興事務所及び県民センターに設置した愛知県青少年育成推進本部の支部との緊密な連携を図っていきます。
- 愛知県青少年問題協議会、愛知県青少年保護育成審議会の意見を踏まえながら計画を推進するとともに、提言や意見を施策等に反映していきます。
- 計画の推進にあたっては、子ども・若者の立場を第一に考えることが重要であることから、節目節目に子ども・若者の意識や実態に関する調査を実施して、その結果を県民に公表するとともに、施策に反映していきます。

### ② 国、市町村との連携の充実

- 「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています(第4条)。  
このため、これまで以上に国、市町村との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。
- 子ども・若者にとって生活の基盤は身近な地域にあります。その地域の実情を踏まえ、住民に直結する施策を展開している市町村には、子ども・若者の育成支援に向けた積極的な取組が、今後、ますます期待されます。一方、県は、広域自治体として、市町村の子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整など、市町村への支援を積極的に行っていきます。

### ③ 民間組織との連携の充実

- 子ども・若者育成支援にあたっては、行政機関と民間組織が一体となって取組を進めていくことが重要です。  
このため、子ども・若者に関する関係団体等で組織し、県民運動の推進母体となって活動している愛知県青少年育成県民会議と綿密な連携体制をとり計画を推進していきます。  
また、青少年育成市町村民会議が実施する、子ども・若者が参加する体験・交流活動や子ども・若者が企画に参加する事業などを支援し、青少年育成市町村民会議の活動の充実を図ります。
- 子ども・若者の社会参加を推進していくため、子ども・若者の育成団体が実施する事業を積極的に支援するとともに、これらの団体との更なる連携の強化を図ります。  
さらに、地縁団体、ボランティア団体・NPO等の民間組織とも連携を図り、相互の協力のもとに、子ども・若者の育成支援の促進を図ります。

## 参考資料

- 1 あいち子ども・若者育成計画2010の策定経過——46
- 2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱——46
- 3 地方青少年問題協議会法——48
- 4 愛知県青少年問題協議会条例——48
- 5 子ども・若者育成支援推進法——49
- 6 児童の権利に関する条約(概要)——54
- 7 子どもの生活実態調査の概要——57

## 参考資料

### 1 あいち子ども・若者育成計画2010の策定経過

時 期	会議等	内 容
平成20年6月25日 ～平成21年2月5日	青少年の自立支援策に関する検討会 ※1 (5回)	○青少年の包括的・継続的な自立支援策等について検討、とりまとめ
平成21年3月23日	愛知県青少年問題協議会	○「青少年の自立支援策に関する検討会」のとりまとめ結果の報告 ○「新たな愛知県青少年育成計画の基本方針」について調査・審議する専門委員会設置の承認
5月20日	専門委員会	○青少年問題の現状と対策について事務局から説明 ○青少年に対する認識や青少年問題等について検討
6月24日		
7月 8日	—	○子ども・若者育成支援推進法の公布
8月 4日	専門委員会 (起草委員会 ※2)	○報告案について検討、とりまとめ
9月 3日		
10月 2日		
10月 9日	専門委員会	○起草委員会のとりまとめ結果の報告・審議
10月16日	専門委員会(起草委員会)	○報告案の再検討
10月20日	専門委員会	○報告案の最終検討
11月 2日	愛知県青少年問題協議会	○専門委員会から「新たな愛知県青少年育成計画の基本方針について」報告 ○報告内容を県に対する提言として採択
12月24日	政策調整会議	○提言に基づき作成した計画案の報告
平成22年1月～2月	—	○パブリックコメント募集
3月15日	愛知県青少年育成推進本部	○あいち子ども・若者育成計画の決定

※1 青少年の自立支援策に関する検討会：青少年の包括的・継続的な自立支援策を検討することを目的に設置された有識者会議

※2 起草委員会：報告案を作成するため、専門委員会の委員から選任された起草委員からなる会議

### 2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱

#### (設置)

第1条 青少年施策に関する総合的な企画、調整及び推進を行うため、愛知県青少年育成推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 青少年施策に関する知事の事務部局、教育委員会及び警察本部(以下「県関係部局」という。)との連絡に関すること。
- (3) 県内市町村の行う青少年育成推進事業についての連絡及び助言に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる県関係部局の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の部務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集、議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる県関係部局の関係課室長をもって構成し、幹事会長は県民生活部長をもって充てる。

3 幹事会の下に副幹事会を置くことができる。

(支部)

第7条 本部の事務を分掌させるため、支部を置く。

2 支部の所掌事務、組織、名称、位置、所管区域その他必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 本部に関する庶務は、県民生活部社会活動推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和39年4月16日から施行する。

(中略)

附則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

別 表

本部長	幹 事	本部長	幹 事
知事政策局長	企画課長	農林水産部長	農業経営課長
地域振興部長	地域政策課長		林務課長
	国際課長	建設部長	公園緑地課長
県民生活部長	社会活動推進課長	病院事業庁長	管理課長
	地域安全課長	教 育 長	総務課教育企画室長
	学事振興課長		生涯学習課長
	学事振興課私学振興室長		高等学校教育課長
防 災 局 長	消防保安課長		義務教育課長
環 境 部 長	環境活動推進課長		特別支援教育課長
健康福祉部長	児童家庭課長		健康学習課長
	子育て支援課長		体育スポーツ課長
	障害福祉課長	警 察 本 部 長	少年課長
	障害福祉課こころの健康推進室長		非行集団対策課長
	医薬安全課長		
産業労働部長	観光コンベンション課長		
	労働福祉課長		
	就業促進課長		

## 参考資料

### 3 地方青少年問題協議会法

〔 昭和28年7月25日法律第83号  
最終改正 平成11年7月16日法律第102号 〕

#### (設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

#### (所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあっては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

#### (相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

#### (経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

#### (条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附則 (略)

### 4 愛知県青少年問題協議会条例

〔 昭和28年10月3日条例第30号  
最終改正 平成16年3月26日条例第15号 〕

#### (設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)に基づき、愛知県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 法第3条第3項の規定により学識経験がある者で任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

**(専門委員)**

第4条 協議会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命する。

**(幹事)**

第5条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項に関し学識経験がある者のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

**(委任)**

第6条 この条例に定めるものを除く外、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則 (略)

## 5 子ども・若者育成支援推進法 (平成21年7月8日法律第71号)

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 子ども・若者育成支援施策(第7条-第14条)

第3章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第15条-第25条)

第4章 子ども・若者育成支援推進本部(第26条-第33条)

第5章 罰則(第34条)

附則

### 第1章 総則

**(目的)**

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

**(基本理念)**

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- (2) 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- (3) 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- (4) 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- (5) 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

## 参考資料

- (6) 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- (7) 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

### (国の責務)

第3条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (法制上の措置等)

第5条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告)

第6条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第2章 子ども・若者育成支援施策

### (子ども・若者育成支援施策の基本)

第7条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### (子ども・若者育成支援推進大綱)

第8条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

(2) 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第2条第7号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

(3) 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

(5) 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

(6) 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

(7) 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第1項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### (都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### （国民の理解の増進等）

第10条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

#### （社会環境の整備）

第11条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （意見の反映）

第12条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （子ども・若者総合相談センター）

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第20条第3項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第14条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### （関係機関等による支援）

第15条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- (2) 医療及び療養を受けることを助けること。
- (3) 生活環境を改善すること。
- (4) 修学又は就業を助けること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### （関係機関等の責務）

第16条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

## 参考資料

- (1) 前条第1項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- (2) 相互に連携を図るとともに、前条第1項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- (3) 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

### (調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

### (人材の養成等)

第18条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (子ども・若者支援地域協議会)

第19条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

### (協議会の事務等)

第20条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

### (子ども・若者支援調整機関)

第21条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

### (子ども・若者指定支援機関)

第22条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第15条第1項第1号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

### (指定支援機関への援助等)

第23条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第2項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

**(秘密保持義務)**

第24条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(協議会の定める事項)**

第25条 第19条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第4章 子ども・若者育成支援推進本部

**(設置)**

第26条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

**(所掌事務等)**

第27条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第1号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

**(組織)**

第28条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

**(子ども・若者育成支援推進本部長)**

第29条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

**(子ども・若者育成支援推進副本部長)**

第30条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第14号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第3項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

**(子ども・若者育成支援推進本部員)**

第31条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 総務大臣

(3) 法務大臣

(4) 文部科学大臣

(5) 厚生労働大臣

(6) 経済産業大臣

(7) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

## 参考資料

### (資料提出の要求等)

第32条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

第33条 第26条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第5章 罰則

第34条 第24条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 附則 (抄)

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 6 児童の権利に関する条約(概要) ※内閣府「青少年の現状と施策」(平成21年版青少年白書)より転記

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであって、前文、本文54箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 児童の定義

児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く(第1条)。

### 2 締約国の義務

#### (1) 一般的義務

(イ) 締約国は、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する(第2条)。

(ロ) 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される(第3条)。

(ハ) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる(第4条)。

(ニ) 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する(第5条)。

#### (2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(第6条)。

#### (3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する(第7条)。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える(第8条)。

#### (4) 家族から分離されない権利

- (イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する(第9条)。
- (ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う(第10条)。
- (ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる(第11条)。

#### (5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される(第12条)。

#### (6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する(第13条)。

#### (7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する(第14条)。

#### (8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める(第15条)。

#### (9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない(第16条)。

#### (10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する(第17条)。

#### (11) 家庭環境における児童の保護

- (イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う(第18条)。
- (ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取(性的虐待を含む。)等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる(第19条)。
- (ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する(第20条)。
- (ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する(第21条)。

#### (12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる(第22条)。

#### (13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

- (イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める(第23条)。
- (ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める(第24条)。
- (ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める(第25条)。
- (ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる(第26条)。
- (ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める(第27条)。

### (14) 教育及び文化の分野における児童の権利

- (イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる(第28条)。
- (ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する(第29条)。
- (ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない(第30条)。
- (ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める(第31条)。

### (15) 搾取等からの児童の保護

- (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める(第32条)。
- (ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる(第33条)。
- (ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する(第34条)。
- (ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる(第35条)。
- (ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する(第36条)。

### (16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

- (イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する(第37条)。
- (ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる(第38条)。
- (ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる(第39条)。
- (ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める(第40条)。

## 3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない(第41条)。

## 4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する(第42条)。

## 5 委員会の設置等

- (1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、

児童の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する(第43条)。

- (2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する(第44条)。
- (3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる(第45条)。

## 6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している(第46条から第54条まで)。

- (注) 1989年の第44回国連総会において採択、1990年9月2日発効。193か国が締結(2007年4月末現在)。我が国は、1990年9月署名、1994年3月国会の承認を得て、同年4月22日批准。同年5月22日から我が国について発効。

## 7 子どもの生活実態調査の概要

### 1 調査の目的

将来の社会的自立に向けた基礎を形成する時期にある子どもたちについて、家庭や学校、地域などでの生活実態や意識を把握することにより、不登校・ひきこもりなどに関連しうる要因等の分析をし、今後の施策立案の参考とする。

### 2 調査設計

- (1) 調査地域 愛知県内
- (2) 調査対象 市町村の人口規模、地域バランスを考慮して、小学校10校、中学校8校を抽出  
抽出校の対象学年の児童生徒 小学校5年生、中学校2年生、各1,000人
- (3) 調査方法 調査対象校に対して、調査票を郵送し、学級での配布、実施、回収を行った後、郵送により学校ごとに回収した。
- (4) 調査期間 平成20年9月10日から平成20年9月26日まで
- (5) 調査受託者 愛知県立大学文学部児童教育学科 山本理絵准教授

### 3 調査項目(6項目 小学校5年生:31問、中学校2年生:34問)

- (1) 自分自身や家庭・家族のこと (2) 自分の心身の状況や生活の様子
- (3) 学校生活や家庭での生活 (4) 将来の希望 (5) 悩みごとなど (6) 地域のこと

### 4 回収結果

- (1) 小学校5年生 配布数1,082人 回収数1,065人 (2) 中学校2年生 配布数1,044人 回収数997人

### 5 調査結果の概要

#### (1) 家族との関係・家庭での生活

○父母が話を聞いてくれる割合は、小5、中2とも9割以上で、小5の方の割合が高い。

家庭での会話の内容は、小5、中2とも「学校のできごと」が最も多く(小5では約9割、中2では約8割)、そのほかは、小5、中2とも「友達のこと」や「部活動のこと」が多い。

○塾や習い事に通っている子どもが、小5では約9割、中2では約7割あり、塾や習い事に通っている子どもの割合が高い。

塾や習い事、部活動などの忙しさが、就寝時間を遅くし、毎日朝食を食べる子どもの割合の低下につながっている。

○インターネットについては、小5では約8割、中2では9割以上が利用している。

利用の内容は、小5、中2とも「遊びや趣味で」が最も多く(小5では約5割、中2では約7割)、そのほかは、小5では、「学校の授業で」や「学校の宿題のため」が多く、中2は、「友達とのメール」や「家との連絡のため」が多い。

## 参考資料

### (2) 学校生活

- 「部(クラブ)活動」については、小5では約6割、中2では約9割が運動部や文化部に入っている。特に中2では、部活動の日数が多い子どもに忙しいと感じている割合が高かったが、部活動が楽しいと感じている子どもの割合は、8割以上と多くなっている。
- 「学校に行きたくないと思ったこと」が「いつもある」又は「ときどきある」子どもは、小5では約1割、中2では約2割あり、そのうち前年度までも同様に思っていた子どもは、小5、中2とも約6割あった。  
「学校に行きたくない理由」は、小5、中2とも「体の疲れや睡眠不足」で最も多く(小5では約4割、中2では約5割)、次いで、小5、中2とも「なんとなく」が多い。
- 「学校に行きたくないと思って登校できた理由」は、小5、中2とも「学校は休んではいけないものだと思ったから」が最も多く(小5では約8割、中2では約4割)、そのほかは、小5では、「親から行くように言われたから」や「勉強がわからなくなると困ると思ったから」が多く、中2では、「なんとなく」や「勉強がわからなくなると困ると思ったから」が多い。

### (3) 悩み

- 「悩み事や心配事」が「ある」子どもは、小5では約5割、中2では約7割ある。  
「悩み事や心配事の内容」は、小5、中2とも「勉強や進学のこと」が最も多く(小5では約2割、中2では約5割)、そのほかは、小5では、「友達のこと」や「自分の性格のこと」が多く、中2では、「部(クラブ)活動のこと」や「将来の職業のこと」が多い。
- 「悩みの相談相手」は、小5では、「お母さん」が最も多く約7割、中2では、「学校の友達」が最も多く約6割となっている。  
「だれにも相談しない」子どもが、小5、中2とも約2割いるが、「父母に話を聞いてもらえない」子どもに多くなっている。

### (4) 地域との関係

- 「家族で付き合いのある近所の人」が「いる」子どもは、小5では約9割、中2では約8割あり、この子どもたちの中に、「近所の人からほめられたり、叱られたりする」と「ある」の割合が高くなっている。
- 「地域で参加してみたい活動」は、小5、中2とも「スポーツに関する活動」が約3割と最も多く、そのほかは、小5、中2とも「文化に関する活動」や「小さい子どもたちの指導や世話」が多い。

### (5) 将来への意識

- 「夢やいきがい」が「ある」子どもは、小5では約9割、中2では約8割あり、その内容としては、小5では、「自分の個性や才能を活かしたい」、「好きなことをしながら生活したい」、「思いやりのあるやさしい人になりたい」がそれぞれ約2割と多く、中2では、「好きなことをしながら生活したい」が約3割で最も多く、次いで、「自分の個性や才能を活かしたい」が多い。「夢やいきがいが実現する可能性」が「ある」子どもは、小5では約8割、中2では約7割となっている。
- 「つきたい職業」が「ある」子どもは、小5では約8割、中2では約7割あり、「つきたい職業の実現可能性」が「ある」子どもは、小5では約8割、中2では約7割となっている。
- 自分の「将来の明るさ」が「ある」子どもは、小5では約9割、中2では約7割となっている。
- 「夢やいきがいが実現する可能性」、「つきたい職業の実現可能性」、「将来の明るさ」が「ある」子どもの割合は、「父母に話を聞いてもらえない」子どもよりも、「父母に話を聞いてもらえる」子どもの方が高くなっている。

### (6) 心身の健康状態

- 心身の健康度・生活の満足度を表すQOL(Quality of Life)得点(得点が高いほどよりよい状態を示す。)は、小5より中2の方が低く、中2では男子よりも女子の方が低い。

(注)【QOL尺度の定義は、報告書の2頁参照。】

そのほか、次のような子どもは、QOL得点が低い。

- ・ 就寝時間が遅い、睡眠時間が短い
- ・ 朝食を毎日食べていない
- ・ 父母に話を聞いてもらえない
- ・ 家族で付き合いのある近所の人がいらない

- 「だれかに怒りをぶつけたいと思ったこと」が「ある」子どもは、「悩みがある」、「将来が明るいと思わない」、「家で嫌なことがある」、「父母に話を聞いてもらえない」、「一緒に遊ぶ友達がいない」ような子どもにその頻度が多い。

#### (7) 不登校意識に関連する要因

- 「不登校意識群」（学校に行きたくないと思うことが「いつもある」又は「ときどきある」と答えた子どもたち）のQOL得点は、「不登校意識群」以外の「一般群」より低く、特に中2で自尊感情が低い。
- 「不登校意識群」には、「イライラすること」、「だれかに怒りをぶつけたいと思ったこと」、「何もやる気がしないこと」、「何かに集中できないこと」がある子どもの割合が、「一般群」より高い。そのほか、次のような割合は、「不登校意識群」の子どもの方が「一般群」の子どもより高い。
  - ・ 就寝時間が遅い、昼間に眠たかったことがある
  - ・ 朝食を毎日食べていない
  - ・ 家で嫌なことがある、父母に話を聞いてもらえない
  - ・ 一緒に遊ぶ友達がいない、知らない人とメールをする
  - ・ 部活動が楽しくない
  - ・ 悩み事や心配事がある、困ったことや悩み事を相談しない
  - ・ 「夢やいきがいが実現する可能性がない」、「つきたい職業が実現する可能性がない」、「自分の将来が明るくない」と思っている
  - ・ 家族で付き合いのある近所の人がない

#### (8) 地域に望むこと

- 「思いっきり遊べる公園などを増やしてほしい」、「家族で遊びに行ける場所を増やしてほしい」、「地域の環境を安全にしてほしい」、「友達やいろいろな人と交流でき、居場所となる施設を増やしてほしい」が多い。
- 「じっくり話を聞いてくれるおとながいてほしい」は、「父母に話を聞いてもらえない」、「困ったことや悩み事を相談しない」ような子ども、「不登校意識群」の子どもにその要望が多い。

#### 【考察】

- 父母に話を聞いてもらえない子どもは、心身の健康度・生活の満足度は低く、自分の将来についても否定的にとらえる傾向があり、悩み事があっても相談しない割合が高い。
- 不登校意識群の子どもは、心身の健康度・生活の満足度は低く、特に中2で自尊感情が低い。また、そのような子どもには、「父母に話を聞いてもらえない」、「悩みや心配事がある」、「困ったことや悩み事を相談しない」、「家族で付き合いのある近所の人がない」割合が高い。
- 子どもが父母に話を聞いてもらえているかどうかは、多くの要因と関連しており、子どもの発達・自立にとって特に重要なことだと考えられる。それとともに、家庭だけではなく、地域で子どもの話を聞いてくれる人が必要である。

※ 子どもの生活実態調査報告書は、愛知県ホームページ  
(アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000022082.html>) でご覧になれます。

## **あいち子ども・若者育成計画2010**

平成22年3月

愛 知 県

愛知県県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-6175（ダイヤルイン）

FAX：052-971-8736

ウェブページ：<http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/>

